

基本方針

要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない（厚生労働省令より抜粋）。

また、指定基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために**必要最低限度の基準を定めたもの**であり、事業者はこれらを遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

本市における指定地域密着型サービス事業の人員、設備、運営に関する基準は、次の条例に定めるとおりである。

- ・守山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日 条例第 4 号）
- ・守山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日 条例第 5 号）

上記のうち、主な基準や留意事項は以下のとおりである。

【(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る指定・運営基準の概要】

1 入居定員および居室の仕様

- (1) 入居定員 1 ユニット 9 人以下（最大 2 ユニット）
- (2) 居室の定員 原則 1 人（利用者の処遇上必要と認められる場合は 2 人可）

2 人員基準

- (1) 介護従業者
 - ア 利用者の数が 3 またはその端数を増すごとに 1 以上
 - イ 夜間および深夜の時間帯を通じて 1 以上
 - ウ 介護従業者のうち 1 以上は常勤であること

- (2) 計画作成担当者
 - ア 事業所ごとに専従 1 以上
 - イ 計画作成担当者のうち 1 以上は介護支援専門員であること
 - ウ 厚生労働大臣が定める研修を修了していること

(3) 管理者

- ア 専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること
- イ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有すること
- ウ 厚生労働大臣が定める研修を修了していること

(4) 代表者

- ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有すること
- イ 厚生労働大臣が定める研修を修了していること

3 設備基準

(1) 立地基準

家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保すること等のため、住宅地の中にあることまたは住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにしなければならない。

(2) ユニット

- ア 1ユニット5人以上9人以下
- イ ユニットごとに居間、食堂および台所等を設けること

(3) 居室

- ア 定員は原則1人
- イ 1室7.43㎡以上であること
- ウ 収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有すること

(4) その他

- 浴室、消火設備およびその他の非常災害に際して必要な設備を設けること

4 主な運営基準等

(1) 地域との連携

運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成

利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

(3) 協力医療機関等

あらかじめ、協力医療機関、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。また、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

(4) その他

事業所指定に必要な書類は、必ず期限内に提出すること。提出の遅れや不備がある場合は、事業所指定を行わないので留意すること。

【(介護予防) 小規模多機能型居宅介護に係る指定・運営基準の概要】

1 利用定員

(1) 登録定員 29 人以下

(2) 利用定員

	登録定員	利用定員
通いサービス	25 人	登録定員の 2 分の 1 から 15 人まで
	26 人または 27 人	登録定員の 2 分の 1 から 16 人まで
	28 人	登録定員の 2 分の 1 から 17 人まで
	29 人	登録定員の 2 分の 1 から 18 人まで
宿泊サービス	通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人まで	

2 人員基準

(1) 介護従業者

ア 通いサービスの利用者の数が 3 またはその端数を増すごとに 1 以上

イ 訪問サービスの提供に当たる従業者 1 以上

ウ 夜間および深夜の時間帯を通じて勤務を行う従業者 1 以上

エ 夜間および深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者 1 以上

オ 従業者のうち 1 以上は常勤であること

カ 従業者のうち 1 以上は看護職員であること

(2) 介護支援専門員

ア 登録者に係る居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置すること

イ 厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること

(3) 管理者

ア 専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること

イ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設等の従業者または訪問介護員等として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有すること

ウ 厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること

(4) 代表者

ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設等の従業者ま

たは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有すること、または、保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有すること
イ 厚生労働大臣が定める研修を修了している者であること

3 設備基準

(1) 立地基準

利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(2) 設備の基準

ア 居間および食堂

機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること

イ 宿泊室

定員は原則1人。床面積7.43㎡以上であること

ウ その他

台所、宿泊室、浴室、消火設備等を備えること

4 主な運営基準等

(1) 地域との連携

運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければならない。また、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

(3) 協力医療機関

主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(4) その他

事業所指定に必要な書類は、必ず期限内に提出すること。提出の遅れや不備がある場合は、事業所指定を行わないので留意すること。